原決定　令和○年（少）第○○号　強制わいせつ保護事件

執行停止申立書

令和○年○月○日

福岡高等裁判所　御中

少　　年　〇 〇 〇 〇

　付添人弁護士　福 岡　九州男

上記少年に対する頭書事件について，下記の理由により，少年に対する第一種少年院送致の保護処分の執行を停止する旨の決定を求める。

意見の理由

第１　事案の概要

本件は，少年が，自宅付近の路上において，通りすがりの被害者（当時6歳）に対し，背後から忍び寄って胸部や臀部を揉むなどしたという強制わいせつ保護事件である。原決定は，少年には非行歴こそないものの，幼い少女に対する性的関心には根深いものがあり，少年院での矯正教育が相当であるとして，第一種少年院送致の決定を行った。

第２ 原決定の処分不当

原決定は，少年について，試験観察に付するなどして社会内処遇による改善更生の可能性を十分検討することのないまま，収容処遇を選択した点において，処分の著しい不当が存在する。この点に関しては，本日，御庁に提出した抗告申立書において詳細に主張したとおりである。

第3　保護処分の執行継続により少年が被る不利益

1　少年は，本件当時，高校3年生であり，大学進学を志して予備校に通っていた。来年の1月には，大学入学共通テストを受験した上で，国立M大学の医学部を受験する予定であった。模擬試験の成績は良好であり，担任教師からも，よほどのことがない限り，合格は間違いない旨太鼓判を押されていた。

2　しかるところ，本件において，抗告審の決定を待っていては，共通テストに間に合わない可能性があるし，受験の準備期間を確保するためにも，早期に少年を施設内処遇から解放する必要がある。

3　他方で，少年の通学先の高校は，少年が少年院から帰ってきた場合には，留年せずに卒業できるよう，補習授業を実施するなどした上で，少年の日頃の生活についても，十分，注意して監督していく旨，原審段階より重ねて誓約しており，少年を巡る受験のサポート体制は十分である。少年の両親も，今回の件を契機に，少年の抱えていた重圧についても改めて考え，少年と一緒に，精神科病院の受診やカウンセリングの受講等を行っていく旨，原審段階から繰り返し述べている。

4　このように，少年については，今からでも大学受験に挑戦する現実的可能性が残されているが，抗告審の決定を待っていては，その可能性も失われかねず，少年に対して看過しがたい不利益を生じさせる可能性が大である。

第4　裁判例の検討

広島高決昭和40年1月14日昭和40年（く）第2号は，強姦致傷保護事件において，高校の卒業試験が控えていることなどを考慮して執行停止した事例であり，広島高岡山支決昭和42年2月3日事件番号不詳は，強姦致傷・恐喝保護事件において，高校への進学を控えていたことなどを考慮して執行停止した事例である。いずれも本件より重大で，要保護性も高い事案であるといえるが，それでも執行停止が認められており，本件でも執行停止が認められるべきことは論を待たない。

第5　結論

以上を総合するに，本件のような状況下で，少年に対する施設内処遇は不合理であるといえ，原決定は速やかに取り消されなければならない。しかし，抗告審の決定を待っていては，少年に回復することのできない損害が発生する可能性がある。

よって，抗告審での決定に先立ち，少年に対する第一種少年院送致の保護処分の執行を停止する旨の決定を求めるものである。

以上